

# 後期高齢者医療制度に加入されている方へ

医療費の窓口負担割合が2割の方の負担を抑える配慮措置が、令和7年9月30日をもって終了します。これに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えるための医療機関等の窓口での上限額や、差額の払い戻しがなくなります。

配慮措置の終了のお問い合わせについては、厚生労働省がコールセンターを設置しておりますのでご利用ください。

## 【厚生労働省コールセンター】

- ・電話番号 **0120-117-571 (フリーダイヤル)**
- ・設置期間 令和7年7月1日(火)～令和8年3月31日(火)  
※日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・対応時間 午前9時～午後6時

【問合せ先】茨城県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎ 029-309-1214

## 防衛大学校・防衛医科大学校学生募集のお知らせ

種目	防衛医科大学校			
	防衛大学校学生	医学科学生	看護学科学学生 (自衛官候補看護学生)	
受験要項	男子・女子	男子・女子	男子・女子	
受付期間	一般 7月1日～10月16日	7月1日～10月8日	7月1日～10月3日	
	推薦 9月5日～9月9日			
	総合選抜 9月5日～9月9日			
応募資格 (日本国籍を有すること)	令和8年4月1日現在、18歳以上21歳未満 高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含) 推薦は学校長の推薦者			
試験期日等	第1次試験	10月25日	10月18日	
	第2次試験	12月17日～12月19日 いずれか1日を指定	12月6日・12月7日 いずれか1日を指定	
	合格発表	1次:12月2日 最終:令和8年1月30日	1次:11月13日 最終:令和8年2月10日	
	学生的身分・手当等	特別職国家公務員 毎月学生手当(151,300円「令和7年1月1日現在」)、年2回期末手当を支給		
	その他	修学年限は4年、卒業後約1年で3等陸・海・空尉に任官します。	修学年限は6年、医師免許取得後、卒業後約半年で2等陸・海・空尉に任官します。	修学年限は4年、看護師免許取得後、卒業後約1年で3等陸・海・空尉に任官します。
	連絡先	<b>自衛隊茨城地方協力本部 水戸募集案内所</b> TEL 029-226-9294 URL <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a> E-mail <a href="mailto:hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp">hq1-ibaraki@pco.mod.go.jp</a> ※ 自衛官候補生は年間を通じて募集しております。		



## 高齢者世帯対象

再掲

# 特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

※先着順となりますので、上限に達し次第終了とさせていただきます。

## ■補助金を受けられる方(補助対象者)

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。

- ① 茨城町に住所を有し、現に居住されている方
- ② 令和7年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方  
※同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。
- ③ 町税等を滞納していない方

## 《申請時に必要なもの》

- ① 特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書
- ② 購入予定機器の機能が確認できるカタログ等
- ③ 購入予定額を確認できる書類(見積書等)
- ④ 町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書

## ■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ固定電話機、または固定電話機に接続して使用する機器

- (1) 通話録音装置 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) 着信拒否装置 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能  
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。



■補助金額 購入・設置費用の5分の4(上限10,000円、100円未満は切り捨て)

■申請方法 電話機等の購入前に、秘書広聴課へご連絡ください。  
※すでに購入したものは対象となりません。

■申込方法 郵送または窓口にて受付

【申込・問合せ先】 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ(2階 12番窓口)  
☎ 029-291-8802(直通) FAX 029-292-6748



## 消費生活センター

# 害虫・害獣駆除サービスに関するトラブル

ゴキブリやハチなどの害虫やネズミなどの害獣を駆除してもらい、いわゆる「害虫・害獣駆除サービス」のトラブルに関する相談が増加しています。自宅に害虫などが出て、慌ててネット検索した事業者をお願いしたところ、作業後に高額な料金を請求されたというケースが目立ちます。

## ■相談事例

自宅にネズミが住みついてしまった。スマホで検索した駆除業者のサイトに「8千円～」と表示されていたので、1万円程度で済むだろうと思い、電話をかけた作業を依頼した。作業当日は料金や駆除内容の説明もないまま作業に入ってしまう、30分ほどで終了した。作業後に8万円を請求されてサイトの料金との差に驚いた。全額支払わなければいけないのか。

## ▲トラブルにあわないために

◇ 極端に安い価格を表示するサイトや広告には要注意！

作業内容や住宅の大きさ、害虫・害獣の発生状況などで金額は変わります。実際に請求される金額は、想定より高額になる可能性もあることに注意しましょう。

◇ 複数見積もりを取って比較・検討を！

本当に緊急を要するものなのか冷静に考えたうえで、複数の事業者から見積もりを取り、作業内容や価格について比較・検討しましょう。

◇ 不安をおおったり契約を急かす事業者とは契約しない！

不安な気持ちに付け込まれ、その場で本意な契約をしてしまい、トラブルとなるケースが目立ちます。不安をおおったり、契約を急かすなど、冷静に考える時間を与えない事業者には要注意です。

困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690(直通)  
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)